

## 宇都宮市国民保護計画（案）について

## ◎ 趣 旨

宇都宮市国民保護計画（案）を取りまとめたことから、その内容について協議するもの

## 1 経 過

- 平成18年 5月 第1回宇都宮市国民保護協議会  
⇒ 策定方針，計画の基本構成，策定スケジュール了承  
「栃木県国民保護計画に基づくとともに，消防庁が作成した市町村モデル計画を基本として策定する。」
- 8月 第2回宇都宮市国民保護協議会  
⇒ 宇都宮市国民保護計画（素案）了承
- 8月～9月 パブリックコメントの実施（34日間）

## 2 宇都宮市国民保護計画（案）について

- ・ パブリックコメントにおける意見等について・・・・・・・・・・資料1-1
- ・ 宇都宮市国民保護計画（素案）の修正（案）・・・・・・・・・・資料1-2

## 3 今後のスケジュール

- 平成18年12月 知事協議
- 平成19年 2月 市議会報告及び公表

## パブリックコメントにおける意見等について

## 1 パブリックコメントの概要

## (1) 期間

- 平成 18 年 8 月 18 日～平成 18 年 9 月 20 日 (34 日間)

## (2) 応募者数等

- 応募者数：7 名，25 件（内訳：男性 4 名，女性 2 名，不明 1 名）

20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上	不明	計
0	0	1	0	2	1	3	7

## 2 意見の概要と市の考え方

※ 網掛け部分は、意見を計画（案）に反映した。

## (1) 計画全体の考え方について

No.	意見の内容	市の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の意見をよく聴いて計画を作成してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運送，放送，電気，ガス事業者や，医療，福祉関係機関等から構成する国民保護協議会での審議，かつパブリックコメントを実施し，計画を作成する。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>もっと以前から国民を保護するような仕組はあってもよかったのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 16 年 9 月に国民保護法が施行され，武力攻撃事態等が発生した場合には，国，県，市，関係機関などが連携協力し，国民を保護する措置を行うことが定められた。 市は，国民保護法に基づき，平成 18 年度中に計画を作成する。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画について，今後必要があれば見直しなど行っていくのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画（案）2 ページの記述のとおり，計画については，今後，国民保護措置に係る研究成果や訓練の検証結果，県国民保護計画の見直し等を踏まえ随時見直しを行う。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画は必ず作成しなければならないものなのか。「作成しない」という選択肢はないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護法第 35 条において，市町村は国民保護計画を作成することが定められている。 市においても，法に基づき，武力攻撃事態等において国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため，計画を作成する。</li> </ul>

5	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃のような万が一の事態よりも、地震や台風などの自然災害への対策をしっかり考えてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然災害への対処については、地域防災計画を作成し、その対策に取り組んでいる。国民保護計画は、外部からの武力攻撃やテロによる災害に対処するため作成するものである。</li> </ul>
---	--	--

(2) 計画の具体性・実効性について

No.	意見の内容	市の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の実効性を高めるためにどんな方法があるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画は、武力攻撃事態等が発生した場合の対処について、基本的な事項を定めたものである。今後、計画の実効性を高めるため、警報の伝達や避難誘導等に関するマニュアルを整備する。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に消防など、いざ有事の際に、計画のとおり動けなくては困る。</li> </ul>	<p>また、計画（案）30～31 ページの記述のとおり、職員についても、研修を通じた国民保護措置の実施に必要な知識の習得や、実践的な訓練による、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災に対する対応などで、日常の訓練が重要である。統制のとれた動きをとれないと、いざという時に役に立たない。</li> </ul>	<p>地域においても、自主防災会の研修等を通じ、国民保護に関して理解を得たいと考えている。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民を誘導する際の号令訓練も行ったほうがよい。</li> </ul>	
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の共有が重要であり、市対策本部と自主防災会長をストレートにつなぐ連絡手段が必要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災会は、地域と密接なつながりを持っており、迅速な情報の伝達に重要な役割を担っていると考えている。市対策本部は、国民保護の措置の総合的な推進を担う組織であり、自主防災会への直接的な情報の伝達については消防本部が担うことになるが、具体的な方法については今後検討する。</li> </ul>

(3) 計画の普及・啓発について

No.	意見の内容	市の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の中には難解な専門用語が多く、意味がわからないものがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の資料編に用語集を掲載し、専門用語について説明を行う。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画中、「武力攻撃災害」という言葉を使用しているが、災害という</li> </ul>	<p>《国民保護法第2条第4項より、「『武力攻撃災害』とは、武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆</p>

	言葉は一般的に自然災害などを連想させ、まぎらわしく感じる。	発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう」と定義される。》
3	・ 近隣の国でも非常に危険を感じることを行っている国がある。突然ミサイルの発射などがあった時に、どうしたらいいか、もっとPRしなければならないと思う。	・ 計画（案）37 ページの記述のとおり、今後、市民が国民保護措置に関する正しい知識を身につけられるよう、インターネットの活用やパンフレットを作成し普及・啓発を行う。特に、有事の際にとるべき行動について、その種類毎に、具体的にイメージできるような啓発方法について検討する。
4	・ 特殊標章について周知が必要である。	

(4) 地域住民の理解・協力について

No.	意見の内容	市の考え方
1	・ 各地域には消防団員、自衛隊、消防などのOBがたくさんいる。人材を使わないともったいない。	<p>・ 災害発生時や国民保護措置の実施の際の避難住民の誘導や救援等では、自主防災会を中心とした地域の果たす役割は重要であることから、今後も、地域の人材を有効に活用したコミュニティ作りを通じ、地域の防災力の向上に努めていく。</p> <p>計画（案）23 ページの記述のとおり、市においても、自主防災会間の連携や、宇都宮市防災市民ネットワークを活用し、地域の連携が図られるよう配慮する。</p>
2	・ 防災への取組や子供の見守りなどを通じ、地域のコミュニティ作りを行うことが重要である。	
3	・ 居住地区（戸祭地区）には防災会があり、年に一度小学校で訓練を行っているが、地区での参加は低いように思う。どうしたら住民が参加するか、もっと地区への指導が必要であると感じる。皆がまとまるのがこの事業にもつながると思う。	
4	・ 居住地区（戸祭地区）にはマンションやアパートが多く誰が居るかもわからない。本当に戦争があった時に助け合えるのか心配である。	
5	・ 防災で進めている家庭内備蓄を国民保護の取組でも進めるべきである。	

(5) 要援護者の支援について

No.	意見の内容	市の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者がいる家庭では、ライト付きラジオを備えておくとよい。情報を得ることが一番大切である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、障害者等要援護者の避難に当たっては、情報の伝達や運送手段等、特に配慮が必要であることから、現在作成中の宇都宮市災害時要援護者対応マニュアルに基づき、具体的に対応する。</li> <li>計画（案）53 ページに、宇都宮市災害時要援護者対応マニュアルについて新たに記述を加えた。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の保護に当たって、自分の住居地区（戸祭地区）は高齢者が多く、同居の両親も高齢のことから、本当に避難が必要な事態が起きたらどうなるのかと心配である。</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災会の目印として、帽子や服など統一されるとよい。要援護者の救援などで、活動がしやすくなる。</li> </ul>	

(6) その他

No.	意見の内容	市の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧について、住民の力だけでは不十分。行政の手助けが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画（案）の 77～78 ページの記述のとおり、復旧に当たっては、国が所要の法制を整備する。特に大規模な武力攻撃災害が発生したときは、国全体としての復旧に向けての方向性について検討を行う。</li> <li>市は、国が示す方針に基づき、県と連携して復旧活動を実施する。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の中では、特に住民の避難について重要性を感じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護法では、国民の生命、身体及び財産を保護するため、三つの柱として、「避難」、「救援」、「被害の最小化」を国や地方公共団体等の重要な役割として定めており、「避難」について、計画（案）32 ページ記述のとおり、平素から、避難実施要領のパターンの作成、隣接する市町との連携の確認、民間事業者の協力確保等について取り組むとともに、有事の際は、計画（案）50 ページ記述のとおり、避難実施要領の策定、避難住民の誘導等を行う。</li> </ul>

3	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤川ダムについて記載があるが、住民により深刻な被害をもたらすのは鬼怒川上流のダムであり、そういったものについても触れるべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤川ダムは、市に所在する生活関連等施設として計画（案）13 ページに盛り込んでいるが、鬼怒川上流のダムについては、他市町に所在する施設であることから、県の計画や他市町の計画に盛り込まれるものである。</li> </ul>
---	---	---

## 宇都宮市国民保護計画（素案）の修正（案）

頁	行	修正前	修正後
6～ 13		<p>第4節 市の地理的、社会的特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口</li> <li>・ 世帯数</li> <li>・ 年齢階層別人口</li> </ul> <p>※ 毎月人口調査より</p>	<p>第4節 市の地理的、社会的特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口</li> <li>・ 世帯数</li> <li>・ 年齢階層別人口</li> </ul> <p>※ 平成17年国勢調査より (最新データに修正)</p>
37	15	<p>(1) 啓発の方法</p> <p>イ 市は、防災に関する普及・啓発とも連携し、地域住民への普及・啓発を行う。</p>	<p>(1) 啓発の方法</p> <p>イ 市は、防災に関する普及・啓発事業とも連携し、<u>家庭内備蓄等</u>、地域住民への普及・啓発を行う。</p>
53	4	<p>(6) 高齢者、障害者等への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、援護班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p>	<p>(6) 高齢者、障害者等への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、援護班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、<u>宇都宮市災害時要援護者対応マニュアル</u>に基づき、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p>
資料編		—————	※ 用語集を資料編に掲載

(案)

宮国協第 号

平成18年11月10日

宇 都 宮 市 長 様

宇都宮市国民保護協議会

会 長 佐 藤 栄 一

宇都宮市の国民の保護に関する計画の策定について（答申）

平成18年5月12日付け宮行第128号で諮問のあった標記の件について、審議した結果、別添「宇都宮市国民保護計画（案）」のとおり策定することが妥当であると考えるので、その旨答申します。



宇都宮市国民保護計画策定後の本市の主な取組について

○ 平成19年度以降の国民保護措置に係る具体的取組内容

1 避難実施要領パターンの作成

- (1) 消防庁作成のマニュアルを参考に、武力攻撃事態、季節の別、交通渋滞の発生状況等に応じた複数のパターンを作成

2 各種マニュアルの整備

- (1) 警報の伝達（手段・伝達先・伝達順位等）
- (2) 安否情報の収集・整理・提供
- (3) その他個別マニュアルの作成

3 国民保護に関する普及・啓発

- (1) パンフレットの作成・配布
- (2) 広報紙・ホームページ等の活用
- (3) 自主防災会の研修等の活用

4 職員に対する研修

- (1) 研修機関の活用（消防大学校，市町村職員中央研修所等）
- (2) 外部有識者による研修

5 訓練の実施

- (1) 県及び関係機関と連携した訓練
- (2) 防災訓練との連携，図上訓練，通信訓練等